

報告第5号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之



専決処分第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成30年 8月30日

みやき町長 末 安 伸 之



損額賠償に係る和解及び損額賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損額賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方 略

2 事案の概要

平成 30 年 6 月 3 日午後 1 時 30 分頃、町道千栗宮前線歩道を歩行中、歩道上に設置されている集水柵の蓋が割れ、そこに足が挟まり転倒して負傷した事故である。

本件は、町道における管理の瑕疵に起因し発生した事故であり、町が相手方の治療費並びに通院費、慰謝料を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として 117,046 円を支払う。